

# 困つたなあ

に答えます！

佐々木知子の  
法律相談



佐々木知子  
ささきともこ  
弁護士  
帝京大学法学部教授

500万円を振り込んでほしいと  
息子からの連絡にどうすれば…

末の息子のことのご相談です。  
もう35歳になります。

上の兄と姉は何の問題もなく、  
大學を卒業し、その後就職し  
て、それぞれ家庭を持つていま  
す。ところが末息子は登校拒否  
を起こし、家庭内暴力がひどく  
なり、高校を中退しました。精  
神科に通わせていましたが、成  
績は良かったので、遅ればせな  
がら大学入学資格を取って大学  
にも入ったのですが、希望の大  
学ではないと不満で、やはりや  
めてしまいました。

その後私のつてで勤めもさせ  
たりしていたのですが、いつも  
人間関係がうまくいかず、続き  
ません。その度に家で暴れて家  
学ではないと不満で、やはりや  
めてしまいました。

大変にお困りなことですね。  
まず、息子さんは店員だった  
のか、あるいは店長だったのか。  
店長であれば、レジの金を使い  
込むのは業務上横領になり（刑  
法253条、10年以下の懲役）、  
店員だと窃盜です（同2335条、  
10年以下の懲役又は50万円以下  
の罰金）。

いずれの場合も、被害額は実  
際にとられた金額であり、店側  
が警察に被害届なり告訴状を出  
すというのであれば、被害金に  
ついて証拠を揃えなければなり  
ません。その際には、なぜすぐ  
に被害に気がつかなかつたのか、  
被害を拡大させてしまつたのか、  
店側の落ち度も問われることに  
なります。

その後のことですが、一人住  
まいなので、逮捕される可能性  
も否定できません。もし息子さ  
んに前科がなければ、きちんと  
弁償をすれば、起訴猶予になる  
公算も高いし、起訴後であつて  
も執行猶予はつきます。ただ前  
科があればそうとも言えません。  
しかし、他人の金は絶対に  
手をつけてはいけないものです。

内がもたず、外にアパートを借  
りてやり、精神科にきちんと通  
うように言っていますが、どう  
しているのが分かりません。

実は1年前にまた、私の知  
り合いのコンビニに勤めさせま  
した。そうしたら本人から先日、  
至急500万円を振り込んでく  
れと言つてきたのです。大金な  
ので理由を聞いたのですが、な  
かなか言いません。どうやら店  
の金を使い込んだ、払わないと

警察に訴えると言われているら  
しいのです。  
びっくりして私が知り合いに  
尋ねたら、お金を使い込んだの  
は事実らしいのですが、額はそ  
こまでではなく、ただいろいろ  
迷惑を被つたからということの  
ようです。警察に訴えられるの  
は困るし、言いなりの額を払わ  
ないといけないでしようか。払  
わないなどどうなりますか。



これまで同様のことはありません  
でしたか？一度してしまえ  
ば、あとあまり抵抗がないよう  
です。あるいは親が後始末をし  
てくれるからと気軽にやつてい  
るというようなことはないでし  
ょうか？

犯行態様や被害金額を含めて、  
本人から直接事情を聞かなければ  
なりません。相手にすれば、金を払  
えば懲戒解雇にはせず普通解雇  
で済ませてやるということかも  
しませんが、弱みにつけこま  
れて、不当な要求に応じる必要  
はありません。

いずれにしてもこの後、息子  
さんがどうしていくのが、そち  
らのほうも大事です。精神科の  
先生も含めて、真剣に話し合  
をしていくべきだと思いますが、  
結局は本人にかかるので、  
親御さんとしては頭の痛いこと  
ですね。

そのうえで店側に交渉する時  
には、きちんと額の根拠を出し  
てもらいます。被害金はもちろ  
ん、迷惑料という根拠について  
もです。相手にすれば、金を払  
えば懲戒解雇にはせず普通解雇  
で済ませてやるということかも  
しませんが、弱みにつけこま  
れて、不当な要求に応じる必要  
はありません。